

令和8年第5回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月25日(月) 開会 午後 1時55分

2. 開催場所 入間市役所 AB棟4階 大会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 3番 清水 昇 4番 中島伸吉

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について

議案第6号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

議案第7号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について

議案第8号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲

的場利夫

岩田 浩

宇津木保男

齋藤 勲

大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 新 宜之

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

農業振興課長 小松 辰也

農業振興課主任 岸 秀人

農業振興課主任 石黒 公嗣

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員6名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第5回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、三木推進委員、豊泉推進委員、田中推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番 清水 昇委員、4番 中島伸吉委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第3号につきましては上原和子委員に対し、議案第8号につきましては全推進委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。議案第1号の1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

5月24日に、豊泉推進委員とは別々に、申請地の状況確認と譲受人から現地で聞き取りを行いました。

申請地は案内図のとおり、茶業研究所の南東、圏央道北側にある農地です。

申請者は、申請地隣接地に居住している者です。

申請地は現在休耕地となっておりますが、許可後は野菜畑並びに果樹園として利用する計画との事でした。なお、申請者は農地を所有しておらず耕作は行っておりませんが、事前相談時に営農計画書や経緯理由書等による具体的な営農計画が示されている事、また過去に実家の家族のもとで農作業に従事した経験があり、取得後も支援をいただけるとの事でした。農機具所有状況についても、ほぼ既存で利用した機材を生かす事ができるとの事です。

以上の説明内容などから、今後耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、農業を新たに行うための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

中島委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日であり、耕作面積は276㎡となり、新たに農業を行うべく申請するものです。

申請地の耕作状況は、現在休耕地となっておりますが、許可後は野菜畑並びに果樹園として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題いたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明をお願いします。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

10 番、久保田です。議案第 2 号の 1 番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

5 月 18 日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおり、圏央道入間インター出入口西側の高架横にある農地となります。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周囲は宅地が点在している場所であり、農地には隣接しておりません。雨水は宅地内で浸透処理することや、周辺農地に影響無い形で施工することなどから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

5 月 20 日、現地を確認しました。久保田委員の説明の通り、支障ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、議案書申請理由に伴う自己用住宅のための農地転用許可申請です。

農地法第 5 条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第 3 種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10 ha を超える集団農地ではないことから、第 2 種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第 2 種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、譲受人の親族が隣接市の市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

5月22日に、的場推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。現在、申請地は整地されておりました。

申請地は案内図のとおり、圏央道南、県道飯能二本木線東側にある農地です。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周囲は農地や資材置場や工場などが混在した場所であり規模も過大でなく、周辺農地に影響無い形で施工することなどから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

5月22日、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、議案書申請理由に伴う資材置場のための農地転用許可申請です。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地は、農用地区域内であったため、令和6年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和7年7月15日付で、農用地区域から除外されております。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10haを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（宮岡幸江委員 挙手）

○農業委員2番（宮岡幸江君）

こちらは産業廃棄物処理場を営んでいる旨の記載がされていますが、こういった製品を置

くのでしょうか。例えば地面に染みるとか、そういう影響のあるものではないですか。

○事務局

会社独自の製品として、人工軽量土壌というものを開発しておりまして、そちらのものを今回の申請地に置くような形で予定しております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

まだ隣は畑ですが、そういうことを考えると、結構広い土地なのでその辺はどうなのでしょうか。

○事務局

隣接地につきましては、鋼板を境に入れる形となっておりますので、隣地の方に漏れ出さないように施工する形となっております。

図面だけではちょっと分かりづらいのですが、四方に 3 メートルの鋼板を立てて、地盤の方にもしっかり対策したものを設置することになっております。隣地に影響のない形で施工する予定です。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

地面の上から 3 メートルですか。

○事務局

地面から 3.5 メートルです。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

そうすると隣に、例えば光が遮断されるような影ができる時間は、一日の内どのくらいになるのか、そういうことは農業に差し支えないのでしょうか。

○事務局

今回の申請地の東側については、もうすでに資材置場となっております。西側についても、北側半分については資材置場に転用されている場所となっておりますので、西側の南側については畑が残っておりますが、特に支障がないということで伺っております。

（中島伸吉委員 挙手）

○農業委員 4 番（中島伸吉君）

ちょっとよく聞き取れなかったのですが、土を造るということですか。

○事務局

廃棄物処理として動植物性残渣の堆肥化や、剪定枝のチップ化をやっていますが、そのよう

な工程の中で製造した有機質堆肥に、外壁材なんかで使われるような軽量気泡コンクリート、よく通称ALCと呼ばれるものですが、そちらを破碎した粒と混合して、先ほど説明した人工軽量土壌というものを独自で作っているようです。それをその場所に置くわけですが、一応入れ物としては、フレコンという大きい1.5m位の四角いものですが、その中に入れたものを二段積みにして保管するという内容です。

○農業委員4番（中島伸吉君）

今まで造っていた実績というのはあるのですか。

○事務局

実績はあります。ただ置場が確保できないということで今まで注文を断っていた経緯があり、こちらの場所が確保できれば、今後求められる必要な土壌を供給できるということで記載がございます。

○農業委員4番（中島伸吉君）

わけのわからない名前の泥とか言われて新規に造られても、実は困ったりする場合もあるので、一応聞いておいたところです。

○議長

ほかにございませんか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画の案により使用貸借権並びに賃貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

なお、議事参与の制限の規定により、上原和子委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（上原委員 退席）

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和8年7月始期分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおりでございます。

別紙1の令和8年度第2回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

1番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年となります。

次に2番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年となります。

次に3番～18番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は茶畑として利用予定です。貸借期間は令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年となります。なお、こちらの申請者については概要についても説明いたします。農地の借受け希望者は、平成2年に任意団体として設立され、平成27年12月に法人化した農業法人です。法人としての年数は10年程ではございますが、生産部門を取り仕切る役員は30年以上製茶経営に携わった経験者であり、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は金子地区内にあり、借入地までの所要時間は5分から15分ほどでございます。

次に19番～23番の設定する権利の種類は使用貸借及び賃貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は、19番は令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年、20番～23番は令和8年7月1日から令和13年3月31日までの4年9ヶ月となります。

次に24番～29番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は茶畑として利用予定です。貸借期間は、24番～25番は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年。26番～29番は、令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年となります。

次に30番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年7月1日から令和18年6月30日までの10年となります。

次に31番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年7月1日から令和13年6月30日までの5年となります。

次に３２番～３５番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。
貸借期間は令和８年７月１日から令和１８年６月３０日までの１０年となります。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第３号１番を議題といたします。

担当４番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員４番（中島伸吉君）

４番、中島です。

５月２２日に、金子地区にある１筆の農地の状況を、的場推進委員とは別々に確認して参りました。

借受人は、住所地並びに市内で７ha以上耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、現在野菜畑として使用しておりますが、今後も引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

５月２４日、中島委員とは別々に現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第３号２番の議案を議題といたします。

担当５番、清水裕司委員説明願います。

○農業委員 5 番（清水裕司君）

5 番、清水です。

5 月 20 日に、藤沢地区にある 1 筆の農地の状況を、齋藤推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で 41a ほど耕作する農業者です。

今回の申請地について、ユウカリが作付けされておりますが、引き続きユウカリ栽培を行う予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

5 月 22 日、現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第 3 号 3 番を議題といたしますが、3 番から 18 番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、3 番から 18 番を一括審議といたします。

担当 4 番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員 4 番（中島伸吉君）

4 番、中島です。

5 月 22 日に、金子地区にある 16 筆の農地の状況を、的場推進委員とは別々に確認してまいりました。

この 16 筆の農地について、良く管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

5月24日、中島委員とは別々に現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、茶畑としてしっかりと管理栽培されており、支障ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号19番を議題といたしますが、19番から23番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、19番から23番を一括審議といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

5月20日に、二本木地区にある5筆の農地の状況を、宇津木進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で15aを耕作している農業法人です。

今回の申請地については、現在休耕地となっておりますが、今後は野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

5月20日、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号24番を議題といたしますが、24番から29番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、24番から29番を一括審議といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第3号24番から29番について、一括してご説明を申し上げます。

5月21日に、宮寺地区にある6筆の農地の状況を、岩田推進委員とは別々に確認してまいりました。

現地は案内図のとおり、宮寺地区東側に位置し、農地が広がる区域となっております。

24番から29番の6筆は、広さの大小はありますが、いずれの畑も茶園で適切に管理されておりました。

借受人は、市内で3.6ha以上耕作している認定農業者で、他に管理する茶園や、普通畑も綺麗に管理されておりますことから、今後も茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

5月23日、現地を確認しました。とてもよく管理されていて、問題はないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号30番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

5月22日に、金子地区にある1筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。申請地は現在、トラクターで耕うんされておりました。

借受人は、市内で1.7ha以上耕作している野菜農家です。

今回の申請地について現在休耕地となっておりますが、今後は野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

5月22日、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号31番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

5月22日に、南峯地区にある1筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。申請地は現在、トラクターで耕うんされておりました。

借受人は、市内で24a以上耕作している野菜農家です。

今回の申請地について現在休耕地となっておりますが、今後は野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

５月２２日、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第３号３２番を議題といたしますが、３２番から３５番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、３２番から３５番を一括審議といたします。

担当１１番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員１１番（野村雅紀君）

１１番、野村です。

５月２２日に、寺竹地区にある４筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。申請地は４筆とも、それぞれトラクターで耕うんされておりました。

借受人は、市内で２．６ha以上耕作している認定農業者です。

今回の申請地について、現在休耕地となっておりますが、今後は野菜畑として耕作する予定となっており、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

５月２２日、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ない

かと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま１番から３５番までの説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

（荻野委員 挙手）

○農業委員９番（荻野実君）

３０番と３１番なんですけれども、良く管理をされているということでしたけれども、借受人は、東京都の少し遠隔地の方にお住まいのようですが、大丈夫なのでしょうか。

○事務局

先ず３０番の方につきましては、現在は東京にお住まいですが、借受人の先代が元々市内に居住されていて、農業を１ha以上耕作されている農業者ということで、特に支障ないと考えております。

また、３１番の方についても住所は都内となりますが、以前も、中間管理事業を利用して新規で借り受け、規模拡大での申請を行っております。同じく支障はないかなと考えております。

○農業委員９番（荻野実君）

はい、ありがとうございます。

○議長

他に何かございますか。

無いようですので、それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

ここで、上原和子委員、入室をお願いします。

（上原委員 着席）

○議長

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

それでは6番、宮岡康光委員、説明をお願いします。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第4号の1番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項については、配付議案書のとおりです。

5月20日に、大室推進委員と一緒に現地を確認して参りました。また、相続人のご長男の方からも現地にて話を伺ってきました。

相続人はご高齢ではありますが、地区内にて耕作を行う農家で、対象農地は野菜畑として適切に利用されております。また耕作は同居されているご長男夫婦二人が中心で行っており、農機具についても中型トラクター1台、耕運機1台、自走式草刈機1台など必要なものを所有しております。

現地の耕作状況や農機具の所有状況から、相続税納税猶予の適格者証明を行うにあたり、特段問題はないと思われますが、ご審議くださいますようよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

5月20日に、宮岡委員と共に現地を確認いたしました。

宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思しますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

無いようですので、質疑を終わります。申請者は農業経営を行っている者と認められますので、証明することについてご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

それでは5番、清水裕司委員、説明をお願いします。

○農業委員5番(清水裕司君)

5番、清水です。議案第4号の2番について、ご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、その他参考事項については、配付議案書のとおりです。

5月21日に、齋藤推進委員とは別々になりますが、現地を確認して参りました。また、相続人からも電話にて話を伺いました。

相続人は市内にて耕作を行う農家で、対象農地は野菜畑として適切に利用しております。耕作は家族3人で行っており、農機具についても、トラック・耕運機・乗用型草刈機・茶刈機などを所有しております。

現地の耕作状況や農機具所有状況から、相続税納税猶予の適格者証明を行うにあたり、特段問題ないと思われませんが、ご審議の程よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(齋藤勲君)

藤沢地区推進委員の齋藤です。

5月22日、現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないかと思われそうですのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

無いようですので、質疑を終わります。申請者は農業経営を行っている者と認められますので、証明することについてご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について、を議題といたします。

この議案については、はじめに、摘要欄に記載されている、市から協議依頼があった内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について。

土地所有者、廃止に係る土地の表示、生産緑地地区番号、摘要については、配付議案書のとおりです。

本案件の記載農地について、相続人より市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和8年4月27日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、並びに平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通達により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について、意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、1点目、「市内農地の減少について」、2点目、「周辺農地に与える影響について」の2点になります。

この2点の内容について、支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

次に、担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第5号の1番についてご説明を申し上げます。

5月22日に、間野推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

該当農地は季節野菜など見受けられ、除草等の管理は概ね良好と判断されます。

申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、宅地と農地が混在した区域になっており、市への買取り申し出をして3か月が経過し、生産緑地を解除された農地になります。

1点目の、市内の農地の減少についてですが、当該農地は、市街化区域内の農地であり、市街化が進んでいることを踏まえると支障はないものと思われます。

2点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

また、1月の農業委員会総会では、主たる従事者証明についても証明しております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、豊岡（中）地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

豊岡（中）地区推進委員の間野です。

5月23日、小澤委員とは別々に現地を確認いたしました。

小澤委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、協議依頼があった「市内農地の減少について」と「周辺農地に与える影響について」は「支障なし」と回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、本件の協議依頼の回答として、「支障なし」とすることに決定いたしました。

これで議案第5号まで進みましたので、暫時、休憩いたします。

休憩 午後2時44分

（農業振興課職員 前へ）

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午後2時55分

議案第6号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件について、1件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度、皆様からご意見をいただきます。

計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

はじめに、議案について事務局から説明願います。

○事務局

議案第6号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2第2項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件（令和8年5月分）に係る入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。

1番から8番について、当事者、土地の表示、除外事由（利用目的）、その他参考事項は、配付議案書のとおりとなります。併せて、議案配付時に入間農業振興地域整備計画変更説明書も同封しております。事務局からの説明は以上でございます。

○議長

続いて、1番について、農業振興課に説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号1番、資料1、3ページをご覧ください。

所在地、面積、除外事由、概要につきましては、配付資料のとおりとなります。

農地種別は、第2種農地です。

申出者は現在、県外に住んでおりますが、将来のことを考慮し、親族が居住している該当地に自己用住宅を建築するものです。

土地の選定については、親戚居住地の近辺である該当地に選定したものです。隣接農地との境界にはブロックを設置するため、農業上の支障はないと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました1番の自己用住宅について、皆様にご意見を伺います。

(ありません。の声)

それでは次に、2番について、説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号2番、資料7ページをご覧ください。

所在地、面積、除外事由、概要につきましては、配付資料のとおりとなります。

農地種別は、第1種農地です。

農振農用地にあたる部分は、9ページの左側の4筆、右側の2筆となります。

近年の米不足に伴い、米の需要が高まり対応ができていない状況です。

事業の拡大に伴い敷地拡張、倉庫の増設を計画したものです。隣接農地との境界には障壁等を設置するため、農業上の支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました2番の、工場用地（敷地拡張）について、皆様にご意見を伺います。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番（宮岡幸江君）

敷地拡張は事業用地となっておりますけど、倉庫を造るのですか。

○農業振興課

倉庫と通路を計画しておりますが、事業用地ということで記載しております。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

倉庫のようですけれども、どのような業種なのですか。

○農業振興課

お米を扱っている会社でして、主にお米の搬入搬出や精米加工を行ったりしています。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

わかりました。

○議長

現状は茶畑ですか。

○農業振興課

現状は、野菜畑ですが、一部に草が生えているような状態です。

○議長

農地パトロールには該当していないですか。

○事務局

該当しておりません。

○議長

他によろしいですか。

それでは、無いようですので、次に、3番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号3番、資料11ページ、資料3をご覧ください。

所在地、面積、除外事由、概要につきましては、配付資料のとおりとなります。

農地種別は、第1種農地です。

事業者は市内で製茶業を行っている法人で、事業拡大に伴うてん茶製造用施設の設置に伴い、敷地拡張を計画するものです。

隣接農地との境界には緑地帯を設置するため、農業上の支障はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました3番の、農業用施設について、皆様にご意見を伺います。

（宮岡幸江委員 挙手）

○農業委員2番（宮岡幸江君）

北側に隣接している土地は農地ですか。

○農業振興課

農地です。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

今度、その隣の拡張するところに倉庫を建てるのですか。

○農業振興課

該当地に、農業用施設を建てる予定です。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

隣地との境には、塀か何かをかけるのですか。

○農業振興課

隣接地との境には緑地を設置する計画です。工場なので一部に緑地を設ける必要があることから、緑地で囲うように設置する計画となっております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

隣地の畑は、日陰にはならないということですか。

○農業振興課

高い物ではないと思われますので、日が当たらないということにはならないと思います。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

倉庫は大きくなるのですよね。

○農業振興課

現在も製茶工場があります。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

駐車場みたいな形で、日が当たるようになっているのですか。

○農業振興課

そうです。

○議長

他によろしいですか。

それでは、次に、4 番について説明を願います。

○農業振興課

議案番号 4 番、資料 4、15 ページをご覧ください。

所在地、面積、除外事由、概要につきましては、配付資料のとおりとなります。

農地種別は、第 1 種農地です。

申請者は、自動車修理業を営んでおり、近年の需要拡大に伴い、現状では修理依頼に対応することが困難となったため、周辺地域住民からの修理依頼に対応するため計画されたもの

です。

土地の選定については、国道に近く、既存工場から近いということで選定したところ、条件に見合う候補地が当該地だけだったということです。隣接農地はないため、農地への影響はありません。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました4番の、自動車修理工場について、皆様にご意見を伺います。

(荻野委員 挙手)

○農業委員9番(荻野実君)

北側隣接地の地目は畑ではないですか。

○農業振興課

隣接地の登記地目は宅地となります。

○農業委員9番(荻野実君)

わかりました。

○議長

他によろしいですか。

それでは、次に、5番について説明を願います。

○農業振興課

議案番号5番、資料No.5、19ページをご覧ください。

所在地、面積、除外事由、概要につきましては、配付資料のとおりとなります。

農地種別は第3種農地で、駐車場兼乗降場のための敷地拡張です。

申出者は、市内で高等学校を運営しております。生徒の登下校には、スクールバスを複数台使用しておりますが、既存の駐車場ではスペースが不足しており、様々な問題が発生しております。特に、登下校時におけるバスの安全面等の管理において、危険性があり、苦慮していることから、敷地を拡張し、新たに駐車場兼乗降場を確保する計画になります。

計画地においては周囲に農地がなく、農業上の支障はございません。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました５番の、駐車場用地（敷地拡張）について、皆様にご意見を伺います。

（中島伸吉委員 挙手）

○農業委員４番（中島伸吉君）

地図で見ると、道路のところに歩道ブロックがありますけど、邪魔になりませんか。

○農業振興課

切り下げる予定です。

○農業委員４番（中島伸吉君）

わかりました。

（久保田委員 挙手）

○農業委員１０番（久保田勝君）

直接は関係ないのかもしれませんが、右側の無地番となっているのは何でしょうか。

○農業振興課

道路敷地と思われます。

○農業委員１０番（久保田勝君）

ここは含まないのですか。

○農業振興課

含みません。

○農業委員１０番（久保田勝君）

誰が管理しているのですか。無地番の道路だった場合、市が管理しているのですか。

○農業振興課

道路管理課の管理になると思われます。

（荻野委員 挙手）

○農業委員９番（荻野実君）

余談ですが、その無地番のところが幅員１メートルと狭いです。恐らくここが無地番で残ってしまって利用価値が無いじゃないでしょうか。逆に道路管理課に詳細を確認して、ここも含めてどうにかならないか、学校側に確認されてもよいのかもしれませんが。市の管理として無地番のところが残っても仕方ないと思います。相談して払い下げしてもらう等の確認をしてもいいと思います。

○農業振興課

並行して確認してみます。ありがとうございます。

○議長

ほかにございますか。

それでは次に、6番について、説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号6番、資料No.6、23ページをご覧ください。

所在地、面積、除外事由、概要につきましては、配付資料のとおりとなります。

農地種別は第1種農地で、自己用住宅のための除外案件です。

申出者は現在、市外の賃貸住宅に居住しておりますが、将来的な親の介護や育児などを考慮して、入間市の実家付近に自己用住宅の建築を計画したものです。

土地の選定については、条件に合う候補地がなかった中、計画地であれば両親の住む実家からも近く、互いに行き来することが可能となることから選定したものです。

計画地は、東側と南側の隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置し、雨水浸透枳も設置することから農地への影響はないと考えております。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました6番の、自己用住宅について、皆様にご意見を伺います。

(久保田委員 挙手)

○農業委員10番(久保田勝君)

現地を確認してきたのですが、北側の畑の一部を別の用途で使っているようなのですが、県が除外の審議をするのに、いつまでに是正して農地に復元するのですか。

○農業振興課

現状把握はしておりまして、こちらの申請者には一刻も早く是正するように伝えております。県との協議が始まる9月頃までに是正するように伝えております。

○農業委員10番(久保田勝君)

使われている方にも連絡取れるわけですかね。

○農業振興課

使用者並びに農地所有者を含めての代理人と連絡が取れます。

○議長

ほかによろしいですか。

それでは次に、7番について、説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号7番、資料7、27ページをご覧ください。

所在地、面積、除外事由、概要につきましては、配付資料の通りとなっております。

農地種別は、第2種農地です。

申請者は土木工事業を市内で営んでおり、依頼件数の増加に伴い、依頼に対応することが困難となり、受注制限をかけている状況です。

土地の選定については、作業効率の低下及び、防犯・安全面の管理も十分に行われていないため、本社から近く、国道16号が近い、交通の便も良い土地を選定したものです。

隣接農地との境界にはフラットパネルを設置するため、農業上の支障はないと考えております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました7番の、資材置場について、皆様にご意見を伺います。

(荻野委員 挙手)

○農業委員9番(荻野実君)

周辺にフラットパネルを張り巡らすということで、周辺農地への影響は限定的だと思うのですが、参考までにお伝えしたいのですが、フラットパネルを周辺に全部張り巡らせると、雨水の流れが変わることがあります。近くで資材置場になっているところは、周囲にフラットパネルを設置していますが、雨が降った時の従来の雨水の流れが変わってしまって、隣接農地の一部がくぼむほど水が溜まってしまったところもありますので、そのこともご認識しておいて頂ければと思います。

○農業振興課

承知しました。

○議長

ほかによろしいですか。

それでは次に、８番について、説明をお願いいたします。

○農業振興課

議案番号８番、資料８、３１ページをご覧ください。

所在地、面積、除外事由、概要につきましては、配付資料の通りとなっております。

農地種別は、第１種農地です。

申出者は、一般貨物自動車運送事業などを行っています。申請地は、運転者の適正診断の実施機関として、一般ドライバーの診断を受け入れることになっており、十分に受け入れ可能な駐車場を確保するため敷地拡張を計画いたしました。

隣接農地はないため、農地への影響はありません。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明のありました８番の、駐車場用地について、皆様にご意見を伺います。

（久保田委員 挙手）

○農業委員１０番（久保田勝君）

二つ質問があるのですが、先ず門に看板が建っているのは許可を取っていないものだと思うのですが、どう対応するのですか。

○農業振興課

９月までに撤去、移設するよう伝えております。

○農業委員１０番（久保田勝君）

もう一つは、農地に接していないというのはよくわかっているのですが、ここ以外で南側と西側が駐車場になっていて結構広い土地ですが、そこら辺の雨水が流れる大きいところは無いような気がしますけど、その辺の対応はどのようなのでしょうか。

○農業振興課

代理人には関係法令に沿って対応するように伝えております。

○農業委員１０番（久保田勝君）

農地には直接関係ないのかもしれませんが、結構な雨量になると北側道路に流れるこ

とが考えられるので、その辺をお伝えしていただければと思います。

○農業振興課

承知しました。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

東側の施設の前は、道路から随分後退して歩道というか下がっていたのですが、今回は
駐車場の方まで下げるのか、図面どおりにそこは下げないのか。

○農業振興課

図面どおりです。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

東側施設の時は、なんでこんなに下がっていたのですか。

○農業振興課

北側道路は都市計画道路になっておりまして、幅員が16メートルの計画道路です。東側
施設は以前公共施設的な意味合いがあり、計画として下げていたと思われますが、今回は企
業への売却という形ですので、下がらなければならないということでは無いと考えられます。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

まだその計画道路の話は残っているわけですね。

○農業振興課

計画道路は現在も存続しています。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

動く予定はあるのですか。

○農業振興課

こちらでは把握しておりません。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

わかりました。ありがとうございます。

（荻野委員 挙手）

○農業委員 9 番（荻野実君）

今回の土地利用計画図を見ますと、工事名称に「駐車場第二期拡張工事」と書いてありま
す。確か施設西側は全部茶園だったと思うのですが、恐らく広さ的に一括で許可が下りない
ので、許可を受けるために第一期・第二期と分けたのではないのでしょうか。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

その通りでしょうね。防ぎようがないわけですから。

○農業委員 9 番（荻野実君）

工程どおりということですかね。

○農業振興課

そのとおりです。

（三木推進委員 挙手）

○農業委員 3 番（清水昇君）

今度の駐車場も舗装ですか。

○農業振興課

舗装と聞いております。

○農業委員 3 番（清水昇君）

こことは別ですが、農地転用を行って駐車場になったところで、工事完了届が出された後に、厚さ 2.2 cm の鉄板を一面に敷かれてしまったことがありまして、雨水対策で砂利に雨水を浸透させるというので許可を出した訳ですが、その後にそういうことが起きているので、その辺をよく注意して見ておいて頂ければと思います。

○農業振興課

承知しました。

○議長

ほかにございますか。

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

この意見は、市が行う入間農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取であり、変更内容が農地転用の技術基準に関する適合性に対する回答を含むものではありません。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨で回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません。」と

することに決定いたしました。

ここで、農業振興課の方は退席をお願いします。

○農業振興課

ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長

続いて、議案第7号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について、
を議題といたします。

はじめに、事務局から説明を願います。

○事務局

議案第7号 入間市農業委員会の最適化活動の目標に対する点検・評価について、説明させていただきます。資料別紙2のとおりとなります。

それでは、説明に入らせていただきます。

「令和7年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」につきましては、今まで毎月総会時にお預かりしておりました委員活動記録簿や、4月の農業委員会総会時にお預かりした委員個人の点検評価を基に、令和7年度の一年間の活動状況に基づき今回の別紙2として取りまとめたものです。令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表(案)として、今月の総会において協議いただくものです。

概要につきましては、2ページのⅡ、最適化活動の実施状況についての、1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積については、①現状及び課題の管内農地面積827haに対して、③実績の今年度末の集積面積231.79haとなっており、今年度末の集積率は28.0%となっております。

また、(2)の遊休農地の発生防止・解消については、②目標のア 既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消で、緑区分の遊休農地の解消目標面積0.72haに対して、3ページの③実績の今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積0.97haとなっております。

(3)新規参入の促進につきましては、令和7年度は0件でした。

この他、2 最適化活動の活動目標について、また、最終ページには事務の実施状況を記入してございますのでご確認ください。

このことを踏まえた上で、別紙2の内容を農業委員会の令和7年度の最終的な評価として

決定することについてご審議をお願いするものでございます。

また、今後のスケジュールでございますが、ご決定をいただいた場合におきましては、この点検評価について、県を通じて国へ報告をさせていただきます。また、併せて市の公式ホームページにおいてこの内容を公表させていただく予定でございます。

以上で説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(久保田委員 挙手)

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

まず、遊休農地の解消について、目標より多く解消できて良いことだと思います。

そこで一つ質問なんですけど、緑区分の遊休農地の解消の達成状況が 134.7%というところについて教えてください。

○事務局

(2) の遊休農地の発生防止・解消の 3 ページの③実績のところですが、解消実績面積が 0.97ha で目標に対する達成状況が 134.7%と記載してありますが、こちらの目標というのが 2 ページ下、②目標の緑区分の遊休農地の解消目標面積の 0.72ha になります。この目標面積は、上段の令和 3 年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積 3.61ha の 1/5 の面積となりまして、この目標面積 0.72ha に対して解消実績面積が 0.97ha でありましたので、緑区分の遊休農地の解消の達成状況は 134.7%ということになります。

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

わかりました。

○議長

ほかにございますか。

無いようですので、それではお諮りいたします。本件について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 8 号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について、を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、全推進委員に当該事案の審議終了まで退席をお

願いいたします。

（全推進委員 退席）

それでは、議案第８号について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第８号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について、ご説明いたします。
資料別紙３のとおりとなります。

始めに、農地利用最適化推進委員の担当区域及び担当区域の定数は、「入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱」において、「東金子・豊岡（中）地区」、「藤沢・豊岡（南）地区」、「西武・豊岡（北）地区」は、それぞれ１人。「金子地区」、「宮寺・二本木地区」は、それぞれ３人と定数が定められております。

以降の説明では、農地利用最適化推進委員は、推進委員と読み替えさせていただきます。

推進委員の担当区域定数の合計９人に対する募集は、農業委員の募集と合わせて行い、募集の案内は、令和８年１月発行の農業委員会だより、市報２月１日号、市公式ホームページにおいて、周知を行いました。

推薦・応募の申込受けは、令和８年２月２４日から３月２４日までの期間で行いました。

この募集により９名の方の推薦がありました。推薦された方の推薦する担当区域は、それぞれ募集する担当区域の定数と、各地区同数でありました。別紙３の「農地利用最適化推進委員候補者一覧」のとおりです。ご自身で応募した方は、居りませんでした。

次に、推進委員の選任については、農業委員会等に関する法律、第１７条第２項において、農業委員会が、推進委員を委嘱しようとするときは、担当する区域を定め、委嘱すると規定されております。

このため、委嘱する推進委員の選考は、地区単位に行うこととなりますが、先程申し上げましたとおり、各担当区域の定数と推薦された数は同数でございます。

また、同法第１９条第３項において、「農業委員会は、推進委員の委嘱にあたっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。」との規定がありますので、別紙３のとおり、推薦のあった方を次期の推進委員として選任、決定することについて、ご審議いただきたくお願いするものです。説明は以上となります。

○議長

ただいま事務局より説明がありましたとおり、「東金子・豊岡（中）地区」、「金子地区」、

「宮寺・二本木地区」、「藤沢・豊岡（南）地区」、「西武・豊岡（北）地区」の農地利用最適化推進委員の選任を行います。

以上の５地区とも、委員定数と候補者が同数であることから、各地区の候補者を農地利用最適化推進委員として選任することとしたいと思いますが、質疑等がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。このことから各地区につきましては、東金子・豊岡（中）地区は、黒米敏文氏を、金子地区は、佐藤和美氏、三木康行氏、豊泉隆氏の３名を、宮寺・二本木地区は、岩田浩氏、宇津木保男氏、田中勲氏の３名を、藤沢・豊岡（南）地区は、杉田勝憲氏を、西武・豊岡（北）地区は、西久保増雄氏を、以上５地区、計９名を入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員として選任することに決定いたしました。

なお、農地利用最適化推進委員への委嘱については、７月２１日開催の第８回農業委員会総会において委嘱式を行い、同日付で委嘱いたします。

ここで、全推進委員の退席を解除いたします。

（全推進委員 着席）

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第３条の３の規定による届出については４件、同法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出については２件、同法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出については２件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については３件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第３条の規定により専決処分され、同規程第５条により報告第１号、第２号、第３号、第４号のとおり報告がありました。これで付議された議案はすべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後３時５３分